デリバティブ取引等に係る投資制限に関するリスク管理方法

平成 26 年 12 月 1 日

当社は、投資信託財産運用におけるデリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

- 当社が行うデリバティブ取引等に係る投資制限に関するリスク管理方法は、「簡便法」とします。
- 簡便法とは、各デリバティブ取引等の想定元本が投資信託財産の純資産総額を超えないように管理する方法です。